



山形県公報

平成17年11月29日(火)
第1697号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...1315

告 示

一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請.....(環境整備課)...1317
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請.....(同)... 同
山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)...1318
県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(同)... 同
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲.....(生産流通課)... 同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....1319
山形県人事委員会規則 5 - 33 (職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等).....1325

内水面漁場管理委員会関係

指 示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限.....1327

企業局関係

規 程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)... 同
県営住宅入居者の一般公募.....(最上総合支庁建築課)...1328
同.....(庄内総合支庁建築課)...1330
平成18年度山形県立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の募集人員.....(教育委員会)...1332

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第87号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技能労務職給料表

技能労務職給料表(1)

号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
	円		円
1	-	29	320,100
2	120,800	30	327,500
3	125,200	31	334,900
4	129,600	32	356,000
5	134,000	33	364,900
6	138,400	34	373,500
7	142,800	35	381,000
8	148,000	36	386,500
9	153,800	37	391,500
10	159,700	38	394,900
11	170,200	39	403,900
12	176,800	40	408,100
13	183,800	41	411,500
14	189,600	42	415,200
15	194,900	43	418,700
16	205,000	44	422,200
17	212,600	45	425,700
18	220,400	46	429,400
19	228,300	47	433,100
20	235,700	48	436,900
21	242,100	49	440,800
22	260,100	50	444,700
23	268,500	51	448,600
24	276,800	52	452,500
25	284,900	53	456,400
26	292,700	54	460,300
27	303,900	55	464,200
28	312,200	56	468,100

備考 この表は、再任用職員及び非常勤職員以外の職員に適用する。

技能労務職給料表(2)

給料月額	214,600円
------	----------

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第6 調整基本額の欄中 「 9,800円 」 を 「 9,700円 」 に、 「 11,300円 」 を 「 11,200円 」 に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

告 示

山形県告示第1083号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部環境整備課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成17年12月28日まで縦覧に供する。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
山形市鋳物町3番地
株式会社 キヨスミ産研
代表取締役 鈴木正明
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢地内
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
ごみ
- 5 申請年月日
平成17年9月21日
- 6 その他
この告示に係る一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
(2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第1084号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部環境整備課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成17年12月28日まで縦覧に供する。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
山形市鋳物町3番地
株式会社 キヨスミ産研
代表取締役 鈴木正明
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢地内
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第7条第14号八に規定する産業廃棄物の最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥（含水率85パーセント以下のものに限る。） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又

は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び施行令第2条第13号に規定する廃棄物

5 申請年月日

平成17年9月21日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第1085号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年0.5パーセント」を「年0.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年10月20日から適用する。
- 2 平成17年10月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1086号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	立 小 路	平成16年3月17日

山形県告示第1087号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成17年11月県内水面漁場管理委員会指示第4号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年11月29日

山形県人事委員会
委員長 古澤茂堂

第100条第4項に次の1号を加える。

- (3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年11月県条例第102号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第100条の2第4項に次の1号を加える。

- (3) 条例第13条の3第2項に規定する異動等の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年11月県条例第102号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

別表第9の2を次のように改める。

別表第9の2

調 整 基 本 額 表

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給 8,271円
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10 級	13,500円
11 級	15,400円

□ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円。ただし、2号給 7,029円、3号給 7,326円、4号給 7,645円、5号給 7,956円
2 級	9,000円。ただし、2号給 7,717円、3号給 8,041円、4号給 8,451円、5号給 8,896円
3 級	9,800円。ただし、2号給 8,905円、3号給 9,265円、4号給 9,630円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,363円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円
8 級	12,700円
9 級	13,200円
10 級	13,900円

八 海事職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,900円
2 級	8,500円
3 級	11,100円
4 級	12,800円
5 級	13,500円

二 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円。ただし、2号給 6,615円、3号給 6,889円、4号給 7,213円、5号給 7,569円、6号給 7,969円、7号給 8,419円、8号給 8,716円、9号給 9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給 8,572円、3号給 8,883円、4号給 9,193円、5号給 9,526円、6号給 9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,700円（教育職給料表(1)の備考第2号に定める職員にあつては、12,900円）
4 級	14,000円

ホ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給 6,615円、3号給 6,889円、4号給 7,213円、5号給 7,569円、6号給 7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給 7,308円、3号給 7,681円、4号給 8,082円、5号給 8,572円、6号給 8,883円、7号給 9,193円、8号給 9,526円、9号給 9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3 級	12,200円（教育職給料表(2)の備考第2号に定める職員にあつては、12,500円） ただし、1号給12,114円（同表の備考第2号に定める職員にあつては、12,474円）
4 級	13,600円

ヘ 教育職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,000円。ただし、2号給 9,099円、3号給 9,490円、4号給 9,891円、5号給10,318円、6号給10,741円
2 級	12,600円。ただし、1号給11,335円、2号給11,916円、3号給12,487円
3 級	13,500円。ただし、1号給12,816円、2号給13,482円
4 級	16,100円

ト 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給 6,034円、3号給 6,232円、4号給 6,457円、5号給 6,741円、6号給 7,078円、7号給 7,461円、8号給 7,866円
2 級	9,600円。ただし、2号給 8,235円、3号給 8,671円、4号給 9,076円、5号給 9,486円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,443円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,268円

チ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,584円、3号給11,029円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,270円
3 級	15,400円

4 級	16,500円
-----	---------

リ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給 7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号給 9,211円、2号給 9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

又 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給 6,817円、3号給 7,069円、4号給 7,330円、5号給 7,609円、6号給 7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号給 8,023円、3号給 8,401円、4号給 8,820円、5号給 9,072円、6号給 9,337円、7号給 9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号給 9,909円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円

別表第17を次のように改める。

別表第17

初 任 給 調 整 手 当 定 額 表

職員の区分		第106条第1項の職を占める職員	第106条第2項の職を占める職員
期間の区分		円	円
1 年 未 満		268,500	50,000
1年以上 2年未満		268,500	50,000
2年以上 3年未満		268,500	50,000
3年以上 4年未満		268,500	50,000
4年以上 5年未満		268,500	50,000
5年以上 6年未満		268,500	50,000
6年以上 7年未満		268,500	48,200
7年以上 8年未満		268,500	46,400
8年以上 9年未満		268,500	44,600
9年以上 10年未満		268,500	42,800
10年以上 11年未満		268,500	41,000
11年以上 12年未満		268,500	39,200
12年以上 13年未満		268,500	37,400
13年以上 14年未満		268,500	35,600
14年以上 15年未満		268,500	34,200
15年以上 16年未満		268,500	32,800
16年以上 17年未満		264,500	31,400
17年以上 18年未満		260,500	30,000
18年以上 19年未満		256,500	28,600
19年以上 20年未満		252,500	27,200
20年以上 21年未満		248,500	25,800
21年以上 22年未満		238,600	25,200
22年以上 23年未満		228,500	24,600
23年以上 24年未満		218,800	23,700
24年以上 25年未満		208,800	23,100
25年以上 26年未満		198,900	22,500
26年以上 27年未満		185,200	21,900
27年以上 28年未満		171,800	21,300
28年以上 29年未満		158,400	20,600
29年以上 30年未満		144,700	20,300
30年以上 31年未満		129,800	19,900
31年以上 32年未満		114,800	19,300
32年以上 33年未満		100,100	18,500
33年以上 34年未満		75,300	17,600
34年以上 35年未満		52,500	16,900

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第108条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山形県人事委員会規則5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）第28条又は第29条の規定を適用する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年11月県条例第102号。以下「改正条例」という。）附則第4項の人事委員会規則で定める職員等は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年6月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第1条の規定による改正前の条例第20条第1項後段又は第21条第1項後段の規定の適用を受けたもの）にあっては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。
 - (1) 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の適用を受ける職員
 - (2) 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受ける職員
 - (3) 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の適用を受ける職員
 - (4) 国及び他の地方公共団体の公務員
 - (5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員
 - (6) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員
 - (7) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員
 - (8) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者
 - (9) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- 4 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者又は人事委員会が別に定める場合に該当した者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。
- 5 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続き第3項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合及び人事委員会が別に定める場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。
- 6 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成17年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第3項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下この号、第8項及び第10項において「企業局職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業局職員等として勤務した期間（次項において「企業局職員等期間」という。）を除く。）
 - (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）第2条又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例（昭和31年9月県条例第61号）第2条若しくは第6条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）外国派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）第

2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）公益法人等派遣期間（公益法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）

(3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）

(4) 育児休業法第9条第2項、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第9条の2第3項若しくは山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第16条の2第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）又は法第26条の2第3項の規定により給与を減額された期間

(5) 条例第14条の規定により給与を減額された期間

7 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（企業局職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第4項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額（第11項において「附則第4項第1号基礎額」という。）に満たないもの

8 改正条例附則第5項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める者は、企業局職員等とする。

9 改正条例附則第5項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

10 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業局職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業局職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

11 附則第4項第1号基礎額又は改正条例附則第4項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

12 この規則に定めるもののほか、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

山形県人事委員会規則5 - 33（職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等）をここに公布する。

平成17年11月29日

山形県人事委員会

委員長 古澤 茂 堂

山形県人事委員会規則5 - 33（職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等）

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年11月県条例第102号。以下「改正条例」という。）に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「職員等」とは、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第1条第1項に規定する職員等をいう。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等）

第3条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額（改正条例第1条の規定による改正前の条例別表第4教育職給料表(1)の備考第2号又は教育職給料表(2)

の備考第2号の規定の適用を受ける職員等にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。）を受けていた職員等の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \\ \text{その者の施行日の前日における給料月額} \quad \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級に} \\ \text{(以下「旧給料月額」という。)} \quad \text{における最高の号給の額} \end{array}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額}} + \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}$$

（最高号給を超える給料月額を受ける職員等の期間の通算）

第4条 前条の規定により新給料月額を決定される職員等に対する施行日以後における最初の条例第6条第3項ただし書又は山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年12月県条例第56号。以下「平成16年改正条例」という。）附則第7項若しくは第8項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員等にあつては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

第5条 施行日前（平成8年4月1日から施行日の前日までの間に限る。この条及び次条において同じ。）において昇格又は給料表の適用を異にする異動をした職員等及び次条に定めるこれに準ずる職員等のうち、その者の施行日前に行われた昇格（給料表の適用を異にする異動をした職員等及び次条に定める職員等にあつては、当該異動又は適用の日の号給又は給料月額（以下「号給等」という。）を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この条において同じ。）がなく、かつ、施行日に昇格をしたものとして改正条例第1条の規定による改正後の条例、山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則5-1」という。）等（以下「改正後の条例等」という。）の規定を適用した場合に得られる号給等及び当該号給等からの昇給（条例第6条第1項若しくは第3項ただし書又は平成16年改正条例附則第7項若しくは第8項の規定による昇給（特別昇給（規則5-1第41条、第43条又は第46条の規定による特別昇給をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下「昇給」という。）に係る昇給期間（昇給に必要とされる期間のそれぞれの最短の期間をいう。）を短縮する期間がその者の施行日における号給等（以下「新号給等」という。）及びこれを受けることとなる期間より有利な職員等については、当該改正後の条例等の規定を適用した場合に得られる号給等及び当該号給等からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間をもって、その者の新号給等及びこれを受けることとなる期間とすることができる。この場合において、調整の際の規則5-1第28条、第29条、第34条、第35条、第36条又は第37条の規定の適用については、その者の施行日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給等を施行日の前日に受けていたものとみなす。

2 前項に規定する職員等のうち、施行日前の昇格に係る号給等について個別に人事委員会の承認を得て決定された職員等にあつては、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の新号給等及びこれを受けることとなる期間を決定することができる。

（施行日前の異動者に準ずる職員等）

第6条 改正条例附則第3項に規定する人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員等は、施行日前において規則5-1第22条、第23条、第24条又は第31条の規定に基づき号給等を決定された職員等のうち、当該号給等を決定する際の計算の過程において昇格をしたこととなる職員等とする。

（切替え等に関する特例）

第7条 この規則に定めるもののほか、切替え等に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらにより難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成17年11月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイのそ上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。
ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成17年12月1日から平成18年3月31日まで

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第25号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月29日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項に次の1号を加える。

(3) 第5条の3第2項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年11月県条例第102号）第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定の例によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」とする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成18年3月29日まで縦覧に供する。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル南館店
山形市南館西2番50号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 大高 善興
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
有限会社 矢 野 薬 局	天童市本町二丁目1番29号	矢 野 孝 吉
株式会社 プラザクリエイト	東京都千代田区5番町1番地	大 島 康 広
ホーマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号	前 田 勝 敏

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
有限会社 矢 野 薬 局	天童市本町二丁目1番29号	矢 野 孝 吉
株式会社 プラザクリエイト	東京都千代田区5番町1番地	大 島 康 広
ホーマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号	柴 田 憲 次

- 4 変更年月日
平成17年8月21日
- 5 届出年月日
平成17年11月15日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年3月29日までに知事に提出することができる。
- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	区分		公算戸数	区分	賃						敷金	要	
		形式	種別			収入が12万,000円以下の者	収入が130,000円以下者	収入が150,000円以下者	収入が170,000円以下者	収入が170,000円以下者	収入が190,000円以下者			収入が220,000円以下者
県営三好町アパ ート1号棟(132 号室)	新庄市金沢1501	3DK	平均1.2	1	一般用	11,500円	14,100円	15,700円	19,300円	22,900円	25,500円	25,500円	3月分の 家賃に相当 する額	
同 2号棟(132 号室)	同 1512	同	55.7	1	同	13,100円	15,900円	18,800円	21,700円	25,100円	28,800円			

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年12月1日（木）から同月7日（水）まで（ただし、郵送の場合は、平成17年12月7日（水）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 最上事務所

5 入居の時期 平成18年1月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年11月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	区		公衆 戸数	区分	家賃						要 求 可
		住宅形式	標準 単価			収入が 12万,000円 以下の者	収入が150,000円 以下 の者	収入が170,000円 以下 の者	収入が170,000円 以下 の者	収入が170,000円 以下 の者	収入が200,000円 以下 の者	
県営芥原アパ- ト1号	鶴岡市大字芥原 本町見替15-1	3DK	68.5 円/㎡	1	一般用	16,800 円	収入が150,000円 以下 の者 23,600 円	収入が170,000円 以下 の者 27,300 円	収入が170,000円 以下 の者 31,500 円	収入が200,000円 以下 の者 36,200 円	収入が250,000円 以下 の者 43,900 円	
同 芥原住宅	同	2DK	63.5 円/㎡	1	特定目的用 〔若年者〕	16,800 円	収入が150,000円 以下 の者 23,600 円	収入が170,000円 以下 の者 27,300 円	収入が170,000円 以下 の者 31,500 円	収入が200,000円 以下 の者 36,200 円	収入が250,000円 以下 の者 43,900 円	
同 水成アパ- ト1号B	同 水成町23 -20	3DK	69.3 円/㎡	1	一般用	22,300 円	収入が150,000円 以下 の者 27,000 円	収入が170,000円 以下 の者 36,900 円	収入が170,000円 以下 の者 42,600 円	収入が200,000円 以下 の者 48,900 円		
同 2号A	同	2LDK	69.3 円/㎡	1	同	22,300 円	収入が150,000円 以下 の者 27,000 円	収入が170,000円 以下 の者 36,900 円	収入が170,000円 以下 の者 42,600 円	収入が200,000円 以下 の者 48,900 円		
同 2号B	同	3DK	69.3 円/㎡	1	同	22,300 円	収入が150,000円 以下 の者 27,000 円	収入が170,000円 以下 の者 36,900 円	収入が170,000円 以下 の者 42,600 円	収入が200,000円 以下 の者 48,900 円		
同 角海アパ- ト2号B	酒田市富士見町 三丁目2-118	同	69.2 円/㎡	1	同	22,300 円	収入が150,000円 以下 の者 27,000 円	収入が170,000円 以下 の者 37,800 円	収入が170,000円 以下 の者 43,600 円	収入が200,000円 以下 の者 50,100 円		

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年12月5日から同月9日まで（ただし、郵送の場合は、平成17年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

5 入居の時期 平成18年2月上旬

平成18年度山形県立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の入学者を次のとおり募集する。

平成17年11月29日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴夫

1 県立高等学校全日制の課程

学 校 名	設 置 学 科		入学定員	募集人員(%)
山形県立 山形東高等学校	普 通		240	10%程度
同 山形南高等学校	普 通		240	15%程度
	理 数		40	25%程度
同 山形西高等学校	普 通		240	15%程度
同 山形北高等学校	普 通		200	15%程度
	音 楽		40	40%
同 山形工業高等学校	工 業	機 械 シ ス テ ム	80	35%程度
		電 子 シ ス テ ム	40	35%程度
		情 報 シ ス テ ム	40	35%程度
		建 築 シ ス テ ム	40	35%程度
		環 境 シ ス テ ム	40	35%程度
同 山形中央高等学校	普 通		200	15%程度
	体 育		80	70%程度
同 上山明新館高等学校	普 通		240	20%
	農 業	食 料 生 産	40	40%
	商 業	情 報 経 営	40	35%程度
同 天童高等学校	総 合		200	30%程度
同 山辺高等学校	家 庭	食 物	40	35%程度
		福 祉	40	35%程度
	看 護	看 護	40	35%程度
同 寒河江高等学校	普 通		240	10%程度
	農 業	果 樹 園 芸	40	30%程度

同	寒河江工業高等学校	工 業	機 械	40	35%程度
			電 子 機 械	40	35%程度
			情 報 技 術	40	35%程度
			土 木	40	35%程度
同	谷地高等学校	普 通		120	20%
同	左沢高等学校	普 通		120	15%程度
同	村山農業高等学校	農 業	農産システム	40	35%程度
			園芸サイエンス	40	35%程度
			環境クリエイト	40	35%程度
同	楯岡高等学校	普 通		200	15%程度
同	東根工業高等学校	工 業	機械システム	40	35%程度
			総合技術(自動車専攻)	20	35%程度
			総合技術(デザイン専攻)	20	35%程度
			電子システム	40	35%程度
		家 庭	生活クリエイト	40	35%程度
同	北村山高等学校	普 通		160	15%程度
		商 業	情報ビジネス	40	25%程度
同	新庄北高等学校 最上校	普 通		200	10%程度
		普 通		40	15%程度
同	新庄南高等学校	普 通		120	10%程度
		商 業	総合ビジネス	40	20%程度
同	新庄神室産業高等学校	農 業	生物生産	80	35%程度
			生物環境		
			機械システム		

		工業	電気システム	80	35%程度
			建設システム	80	35%程度
			建築デザイン		
同	金山高等学校	普通		80	10%程度
同	真室川高等学校	普通		80	15%程度
同	米沢興譲館高等学校	普通		160	10%程度
		理数		40	30%程度
同	米沢東高等学校	普通		200	10%程度
同	米沢工業高等学校	工業	機械	80	35%程度
			電子機械		
			電気	80	35%程度
			情報技術		
			建築	60	35%程度
			環境工学(土木専攻)		
			環境工学(化学専攻)	60	35%程度
			工業デザイン		
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80	35%程度
			国際ビジネス	40	35%程度
			情報ビジネス	40	35%程度
同	置賜農業高等学校	農業	生物生産	40	35%程度
			園芸活用	40	35%程度
			環境緑地	40	35%程度
	飯豊分校	農業	農業	40	35%程度
同	南陽高等学校	普通		200	15%程度

	商 業	情 報 会 計	40	30%程度
同 高 畠 高 等 学 校	総 合		120	25%程度
同 長 井 高 等 学 校	普 通		200	15%程度
同 長 井 工 業 高 等 学 校	工 業	機 械 シ ス テ ム	40	35%程度
		電 子 シ ス テ ム	40	35%程度
		環 境 シ ス テ ム	40	35%程度
		福 祉 情 報	40	35%程度
同 荒 砥 高 等 学 校	普 通		80	15%程度
同 小 国 高 等 学 校	普 通		80	15%程度
同 鶴 岡 南 高 等 学 校	普 通		160	10%程度
	理 数		40	25%程度
同 鶴 岡 北 高 等 学 校	普 通		200	15%程度
同 鶴 岡 工 業 高 等 学 校	工 業	機 械 シ ス テ ム	40	40%
		生 産 シ ス テ ム	40	40%
		電 気 電 子 シ ス テ ム	40	40%
		情 報 通 信 シ ス テ ム	40	40%
		建 築 シ ス テ ム	40	40%
		環 境 シ ス テ ム	40	40%
同 鶴 岡 中 央 高 等 学 校	普 通		160	15%程度
	総 合		160	35%程度
同 温 海 校	普 通		40	15%程度
同 加 茂 水 産 高 等 学 校	水 産	海 洋 技 術	40	40%
		海 洋 環 境	40	40%
同 庄 内 農 業 高 等 学 校		生 物 生 産	40	40%

	農 業	園 芸 科 学	40	40%
		生 物 環 境	40	40%
同 山 添 高 等 学 校	普 通		80	15%程度
同 庄 内 総 合 高 等 学 校	総 合		120	40%
同 酒 田 東 高 等 学 校	普 通		240	10%程度
同 酒 田 西 高 等 学 校	普 通		200	10%程度
同 酒 田 商 業 高 等 学 校	商 業	総 合 ビジネス	160	35%程度
		国 際 情 報		
同 酒 田 工 業 高 等 学 校	工 業	機 械 技 術	40	40%
		電 子 機 械	40	40%
		情 報 システム	40	40%
		土 木 システム	40	40%
		環 境 エネルギー	40	40%
同 酒 田 北 高 等 学 校	普 通		80	15%程度
同 遊 佐 高 等 学 校	普 通		80	20%

2 県立高等学校定時制の課程

学 校 名	設 置 学 科	入 学 定 員	募 集 人 員 (%)
山形県立 霞 城 学 園 高 等 学 校	午 前	40	15%程度
	午 後	40	15%程度
	夜	40	15%程度
同 米 沢 工 業 高 等 学 校	工 業 産 業	40	35%程度
同 鶴 岡 工 業 高 等 学 校	工 業 工 業 技 術	40	40%

（注）新庄北高等学校定時制及び酒田商業高等学校定時制においては、推薦入学者選抜を実施しない。

平成17年11月29日印刷
平成17年11月29日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056